

発 医 第 797 号
平成26年8月21日

倉吉市国民健康保険運営協議会
会長 岡野勝義 様

倉吉市長 石田耕太郎

国民健康保険の給付に係る出産育児一時金の引き上げについて（諮問）

産科医療補償制度のために分娩機関が支払う掛金が、平成27年1月1日以降の分娩から、現在の1分娩当たり3万円から1万6千円に引き下げられることとなりました。

これを受け、被用者保険においては、出産育児一時金の加算の基準額を1万6千円に引き下げ、また、出産費用の実勢価額が上昇傾向にあることに配慮し、出産育児一時金の本体を現在の39万円から40万4千円に引き上げるよう健康保険法施行令等の改正が予定されているところです。

本市においても子育て支援の充実及び被用者保険との均衡の観点から、本市国民健康保険の給付に係る出産育児一時金についても同様に引き上げたいと考えますので、貴運営協議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

出産育児一時金の額を、平成27年1月1日から現行39万円から40万4千円に引き上げ、「産科医療補償制度」に係る出産についての加算額を現行3万円から1万6千円とすること。

2 出産育児一時金について…別添参考資料

出産育児一時金について

1 出産育児一時金の支給額について

被用者保険の給付に係る出産育児一時金については、政令等で金額が定められていますが、国民健康保険の法令では、保険者は、被保険者の出産に関しては、条例の定めるところにより出産育児一時金の支給を行うものとされており、各自治体の条例により金額を規定しており、ほとんどの自治体で現行 39 万円（「産科医療補償制度」に係る出産については現行 42 万円）を支給しています。

国民健康保険法

第 58 条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 産科医療補償制度について

産科医療補償制度とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった小児に補償金 3 千万円を支払う制度で、運営組織の公益財団法人日本医療機能評価機構が契約者となる損害保険に分娩機関ごとに参加し、1 分娩当たり 3 万円（現行）の保険料を支払うというものです。

3 出産育児一時金の経緯

- ・平成 18 年 10 月 1 件 30 万円から 35 万円に引き上げられる。
- ・平成 21 年 1 月 産科医療補償制度の創設に伴い、3 万円を加算し 38 万円となる。
- ・平成 21 年 10 月 少子化対策として 4 万円引き上げられ、42 万円となる。
※平成 23 年 3 月までの暫定措置
- ・平成 23 年 4 月 1 件 42 万円の支給額が恒久措置となる。
※これに併せて、妊婦の負担軽減のための出産育児一時金の分娩機関への直接支払制度が開始された。

4 予算措置について

出産育児一時金の額は 1 万 4 千円引き上げとなりますが、産科医療補償制度加入の加算後の額は 42 万円のままとするため、新たな予算措置は不要となります。

なお、出産育児一時金の支給額に対し 3 分の 2 の額を一般会計から繰入れることが義務づけられており、繰入金については地方交付税で措置されることとなっています。